

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千代田区は国民健康保険に関する事務における個人情報ファイル取扱いに当たり個人情報保護ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の洩えいその他の事態を発生させるリスク低減させるために適切な措置を講じもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険システムへの外部者の不正アクセスを防止するため、ユーザ認証(ユーザID、生体認証)によるアクセス制限を行っている。また、内部者(システム管理等の受託者を含む。)の不正操作を防止するため、操作者ごとの権限管理や操作履歴(アクセスログ)の記録等を行っている。万一の不正操作があった場合も想定し、アクセスログをチェックし、早期発見、被害の拡大防止に迅速に対応できるようにしている。当該システムのサーバーは、入退室管理するサーバー室内においてラックに施錠した上で管理している。

評価実施機関名

千代田区長

公表日

令和8年2月26日

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		⑩国民健康保険加入及び脱退、保険証の再交付の手続きにおけるびったりサービス(マイナポータル)	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り		検索・電子申請機能等システム	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名		電子申請ファイル	事前	
令和4年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	保険年金課長 菊池 洋光	保険年金課長	事前	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事前	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和8年2月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区政策経営部総務課法規担当 tel.5211-4138	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区保健福祉部保険年金課国民健康保険係 tel.5211-4204		
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点		
令和8年2月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年12月1日 時点		
令和8年2月26日	公表日	令和5年10月17日時点	令和7年12月1日 時点		
令和8年2月26日	I 関連情報 1 ②事務の概要	③資格の異動に伴う保険証及び高齢受給者証の発行、更新、切り替え、回収	③資格の異動に伴う資格確認書及び資格情報のお知らせの発行、更新、切り替え、回収		
令和8年2月26日	I 関連情報 1 ②事務の概要	⑥高齢受給者証発行対象者の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定	⑥高齢者(70歳以上の人)の所得関連情報を取得し、窓口負担割合を判定		
令和8年2月26日	I 関連情報 1 ②事務の概要	⑩国民健康保険加入及び脱退、保険証の再交付の手続きにおけるびったりサービス(マイナポータル)の一機能である検索・電子申請機能を用いた電子データの受信	⑩国民健康保険加入及び脱退並びに資格確認書及び資格情報のお知らせの再交付の手続きにおけるびったりサービス(マイナポータル)の一機能である検索・電子申請機能を用いた電子データの受信		
令和8年2月26日	I 関連情報 3 法令上の根拠	番号法9条第一項別表第一の30の項	番号法9条第一項別表の44項		
令和8年2月26日	I 関連情報 4 法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25、25条の2、26条及び26条の2 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97及び106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1、2、3、4、5、12条の3、15、19、20、25、33、43、44、46、49及び53条	<情報照会> 番号法第19条第8号に基づく、主務省令第2条の表69、70、71の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく、主務省令第2条の表2、3、6、13、16、19、20-2、27、38、42、48、55-2、56、65、69、70、71、81、83、87、95-2、115、125、131、139、141、145、158、161、164、165、166、173、173-2の項		